

## 第二南陽園在宅サービスセンター重要事項説明書

〈令和元年10月1日改定〉

### 1、第二南陽園在宅サービスセンターの概要

名称	第二南陽園在宅サービスセンター
所在地	東京都杉並区高井戸西 1-12-1
事業所番号	1 3 7 1 5 0 0 7 4 3
送迎サービスを提供する対象地域	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 環八西側の中央線南側～玉川上水北側 松庵 1～3丁目、宮前 1～5丁目、 西荻南 1～4丁目、久我山 1～5丁目、 高井戸西 1～3丁目</li><li>・ 環八東側の神明通南側～中央高速北側 高井戸東 1～4丁目、上高井戸 1～3丁目、 下高井戸 2～5丁目、永福 2～4丁目、 浜田山 1～4丁目</li><li>・ 西部は杉並区内の地域</li><li>・ 東部は永福通りの地域</li></ul>

### 2、職員の体制

	常勤（内兼務）	非常勤（内兼務）	計
管理者	1名		1名
生活相談員	1名（1）	1名（1）	2名
看護師	1名（1）	2名（2）	2名
機能訓練指導員	1名（1）	1名	1名
ケアワーカー	3名（1）	9名	12名
その他		1名	1名

### 3、営業日及びサービス提供時間

月～土（12月29～1月3日を除く）

午前9時00分～午後5時15分（うち7時間強の計画）

### 4、利用定員

40名／日

### 5、サービス内容及び利用料、その他の費用の額

#### （1）サービス内容

- ・ 趣味活動
- ・ レクリエーション
- ・ 機能訓練
- ・ 身体介護
- ・ 生活相談
- ・ 食事
- ・ 入浴
- ・ 送迎
- ・ 健康チェック

6、料金

★通所介護 7～8時間（通常規模型通所介護サービス費）

1日あたりの基本サービス利用料（1単位：10.9円 1円以下切り捨て）

	単位数	利用料 (介護報酬額)	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
要介護 1	713	7,771 円	778 円	1,555 円	2,332 円
要介護 2	838	9,134 円	914 円	1,827 円	2,741 円
要介護 3	969	10,562 円	1,057 円	2,113 円	3,169 円
要介護 4	1,099	11,979 円	1,198 円	2,396 円	3,594 円
要介護 5	1,230	13,407 円	1,341 円	2,682 円	4,023 円

※負担割合は介護保険負担割合証に基づきます。

(1) 1日あたりのサービス利用料（上表）には、下記の加算が含まれています。

サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18 単位
------------------	-------

介護職員処遇 改善加算（Ⅰ）	要介護度	単位	要介護度	単位
	介護度 1	39 単位	介護度 4	60 単位
	介護度 2	46 単位	介護度 5	67 単位
	介護度 3	53 単位		

介護職員等特 定処遇改善加 算（Ⅰ）	要介護度	単位	要介護度	単位
	介護度 1	8 単位	介護度 4	12 単位
	介護度 2	9 単位	介護度 5	14 単位
	介護度 3	11 単位		

(5)入浴介助加算

入浴中のお客様の観察を含む介助を行った場合、入浴介助加算 1日当たり 50 単位が加算されます。

(6)お客様が自ら通う場合、ご家族が送迎を行う場合等、当センターが送迎を実施していない場合は片道につき 47 単位を減算します。

★介護予防通所事業

1ヵ月あたりの基本サービス利用料（1単位：10.9円 1円以下切り捨て）

	単位数	利用料	自己負担額 (1割負担)	自己負担額 (2割負担)	自己負担額 (3割負担)
要支援 1	1,850 単位	20,165 円	2,017 円	4,033 円	6,050 円
要支援 2 (週 1 回)	1,850 単位	20,165 円	2,017 円	4,033 円	6,050 円
要支援 2 (週 2 回)	3,788 単位	41,289 円	4,129 円	8,258 円	12,387 円

※負担割合は介護保険負担割合証に基づきます。

(1) 1ヵ月あたりの基本サービス利用料（上表）には、下記の加算が含まれています。

サービス提供体制強化加算（I）イ	要支援 1	72 単位
	要支援 2	144 単位

介護職員処遇改善加算 I	要支援 1/ 要支援 2 で週 1 回	101 単位	要支援 2 で週 2 回	208 単位
--------------	------------------------	--------	-----------------	--------

介護職員等特定処遇改善加算 I	要支援 1/ 要支援 2 で週 1 回	21 単位	要支援 2 で週 2 回	42 単位
-----------------	------------------------	-------	-----------------	-------

(2) 運動器機能向上加算

機能訓練指導員を 1 名以上配置し、共同して個別の運動器機能向上計画を作成し、これに基づき個別に運動器機能向上サービスを行った場合、1ヵ月当たり 225 単位が加算されます。

★実費            食事負担額            750 円（昼・おやつ）

                    活動材料費            100 円～（1 作品あたり）

★キャンセル料    要介護 1～5    ・・利用料の 1 割・食事負担額

                    要支援 1, 2    ・・食事負担額

★その他

(1) 入浴介助加算、若年性認知症利用者受入加算、運動器機能向上加算の加算が算定された場合は、1 か月の加算合計単位数の 1000 分の 40 に相当する単位数が介護職員処遇改善加算として加算されます。

上記加算分の 1 か月あたりの自己負担金額は、 $(\text{加算合計単位数} + \text{加算合計単位数} \times 0.040) \times 10.9 = A$ 。 $A \times 0.9$ （1 割負担の方） $= B$ 。 $A \times 0.8$ （2 割負担の方） $= C$ 。 $A \times 0.7$ （3 割負担の方） $= D$ 。 $A - (B、C \text{ または } D) = \text{自己負担金額}$  となります。

(2) 償還払いの場合には、一旦お客様が介護報酬額全額を支払い、その後領収書を添付して保険者である市区町村に請求すると、9 割又は当該市区町村の定めた割合の還付が得られます。

(3) 介護報酬の支給限度額を超えてご利用の場合は、利用料全額と食費負担額、及び活動材料費（実費）の合計額をお支払い頂きます。

(4) 要介護認定結果が出る前から通所介護サービスを利用し、認定の結果、「非該当（自立）」となった場合は、介護保険適用外になるため、全額利用者負担となります。その際の要介護度は、介護支援専門員が作成した暫定居宅サービス計画に記されたものを適用し、食費等の実費を合算した額をいただきます。

(5) 「生計困難者に対する利用者負担額軽減確認証」の提示があった場合は、基本サービス利用料の自己負担額を軽減します。軽減額は、利用者負担額 25% を軽減します。

## 7、利用にあたっての留意事項

- ・ 送迎の連絡方法

曜日によって送迎時間が異なりますので、必ず確認願います。また欠席時の連絡方法等細かい注意事項をご案内します。

台風や大雪等送迎バスが運行できない時は、前もってご連絡します。

- ・ 体調確認と体調不良の場合

万が一体調が悪い場合は誠意をもって対応します。またご家族にお迎えに来ていただく場合もございます。

- ・ 食事の内容  
あらかじめ常食、きざみ、粥食等ご相談して決めさせていただきます。なお集団の食事になりますので、好き嫌いによる食事の変更はできかねますのでご了承ください。
- ・ レクリエーション、アクティビティ、体操の内容  
体操やゲームなど体を動かし、筋力維持、残存能力の維持、向上を意識した活動やネット細工や読み、書き、計算など脳への刺激を意識した活動をご本人に選んで参加して頂きます。

#### 8、緊急時の対応

事前の打ち合わせにより、ご連絡いたします。

#### 9、個人情報の保護

- (1) 個人情報に関する法令及びその他の規範を遵守し、個人情報を適切に管理します。  
お客様から予め同意を得ない限り、お客様の個人情報を第三者に提供しません。
- (2) 「浴風会個人情報保護規程」に定められた利用目的に従い、収集し利用します。

#### 10、サービス内容に関する苦情

通所介護に関する相談、要望、苦情等ございましたら、下記の窓口までお申し出ください。

第二南陽園在宅サービスセンター 03-3334-2140 (生活相談員 隈本 真司)  
東京都国民健康保険団体連合会苦情相談窓口専用番号 03-6238-0177  
杉並区役所介護保険課相談調整担当[代表 TEL] 03-3312-2111